

三ヶ日第3-19号  
令和3年6月18日

当所ご利用（予定）団体の皆様へ

## 新型コロナウイルス感染拡大防止のための利用ガイドライン

静岡県立三ヶ日青年の家

静岡県「ふじのくにシステム」に基づく県境を跨ぐ移動に関する行動制限について当施設よりご案内申し上げます。

静岡県新型コロナウイルス感染症対策本部から6月18日以降のレベル毎の行動制限等が示されました。

6月18日現在は、「**警戒レベル5（特別警戒）**」です。

ご利用にあたっては、下記の内容に定められた感染防止対策に基づいた行動の徹底をお願いいたします。行動制限については以下の通りです。

### （1） 県境を跨ぐ不要不急の移動に関する行動制限

令和3年6月20日（日）までは、すべての都道府県との不要不急の往来を自粛願います。

### （2） 県内移動に関する行動制限

不要不急の外出を控えるなど、出来る限り外出機会を減らしてください。

### 〈受入対象〉

- ① 学校：各担当の教育委員会及び学校長の指示に従ってください
- ② その他団体（成人のみ）：感染症対策を講じた上で利用可
- ③ その他団体（高校生以下の子どもを含む）：①と同様
- ④ その他団体（高校生以下の子どもが主）：①と同様

その他 上記について、静岡県新型コロナウイルス感染症対策本部が毎週発表する「6段階 警戒レベル」と「レベル毎の行動制限」を今後も御注視頂き、状況に応じて行動制限を見直しする等の対応をお願いします。

静岡県立三ヶ日青年の家  
所長 城田 守